

個人情報保護方針

制定日 2025 年 9 月 3 日

特定非営利活動法人 東京都ローラースポーツ連盟

特定非営利活動法人 東京都ローラースポーツ連盟（以下「当連盟」という。）は、ローラースポーツの普及・振興活動を行う中で、会員、大会参加者、普及イベント、指導者、審判員、関係者等の皆さまからお預かりする個人情報を大切に守ることが重要な責務であると認識しております。

当連盟は、以下の方針に基づき個人情報を適切に取り扱い、その保護に努めます。

1. 個人情報の取得と利用

当連盟は、大会運営、会員登録、資格認定、講習会、保険手続き、広報活動等の目的に必要な範囲で、適正かつ公正な方法により個人情報を取得し、利用目的の範囲を超えて取り扱うことはありません。

2. 個人情報の管理

当連盟は、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努め、不正アクセス、漏えい、滅失、毀損等を防止するため、適切な安全管理措置を講じます。

3. 第三者提供について

当連盟は、法令に基づく場合や大会運営・保険加入等に必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供いたしません。

4. 写真・映像の取扱い

大会や行事において撮影された写真・映像は、記録保存や広報活動のため、当連盟の公式ホームページや SNS、刊行物等で使用する場合があります。公開を希望されない場合は、事前にお申し出ください。

5. 法令遵守と継続的改善

当連盟は、個人情報保護法をはじめとする関連法令を遵守するとともに、本方針および取扱い体制を継続的に見直し、改善に努めます。

6. お問い合わせ窓口

個人情報の取扱いに 関するお問い合わせや、開示・訂正・利用停止等のご請求は、当連盟事務局にて受け付けます。

■個人情報のご相談・苦情の窓口

特定非営利活動法人 東京都ローラースポーツ連盟 事務局

TEL 03-3986-2661

E-Mail : trsf.16@gmail.com

個人情報保護実務規程

制定日 2025 年 9 月 3 日

特定非営利活動法人 東京都ローラースポーツ連盟

第 1 章 総則（目的）

第 1 条 本規程は、非営利活動法人東京都ローラースポーツ連盟（以下「当連盟」という。）が取得・利用する個人情報の適正な取扱いを確保するため、JIS Q 15001 に基づき、実務上の手順及び責任体制を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 本規程は、当連盟の社員、会員、役員、ボランティア、委託先を含むすべての関係者が業務上取扱う個人情報に適用する。

第 2 章 管理体制（管理責任者）

第 3 条 当連盟は、個人情報保護管理責任者を理事会の決議により選任し、規程の運用及び改善を統括させる。

（取扱責任者）

第 4 条 各部門の長は、所管する個人情報の取扱いについて責任を負い、適切な管理を行う。

第 3 章 個人情報の取扱い

（取得・利用目的の明示）

第 5 条 当連盟は、会員登録、競技大会・講習会・イベントの運営、広報活動、連盟運営管理のために必要な範囲で個人情報を取得し、利用目的を明示する。

（目的外利用の禁止）

第 6 条 取得した個人情報は、本人の同意なく、利用目的の範囲を超えて利用してはならない。

（第三者提供の制限）

第 7 条 個人情報は、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者に提供してはならない。

（委託先の管理）

第 8 条 業務委託により個人情報を預託する場合は、委託先に対して秘密保持契約を締結し、適切に監督する。

第 4 章 安全管理措置（基本方針）

第 9 条 当連盟は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止及び是正のため、以下の措置を講じる。

1. 組織的安全管理措置：責任体制の明確化、取扱状況の点検、報告連絡体制の整備
 2. 人的安全管理措置：役員・スタッフへの教育研修、誓約書の取得
 3. 物理的安全管理措置：書類・PC の施錠管理、持ち出し制限
 4. 技術的安全管理措置：パスワード管理、アクセス制御、ウイルス対策
-

第 5 章 開示等の手続（本人からの請求）

第 10 条 当連盟は、本人から自己の個人情報について開示、訂正、利用停止、消去を求められた場合は、速やかに対応する。

（相談窓口）

第 11 条 個人情報の取扱いに関する苦情及び相談窓口を事務局内に設置し、誠実に対応する。

第 6 章 教育及び監査（教育）

第 12 条 当連盟は、役員・職員・ボランティアに対し、定期的に個人情報保護に関する教育を実施する。

（監査）

第 13 条 当連盟は、年 1 回以上、規程の遵守状況について内部監査を実施し、必要に応じて改善を行う。

第 7 章 事故対応

（事故発生時の措置）

第 14 条 個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、速やかに管理責任者へ報告し、被害を最小限に抑える措置を講じるとともに、理事会及び本人へ報告する。

第8章 規程の改定

(見直し)

第15条 本規程は、法令・ガイドラインの改正、社会情勢の変化に応じて必要に応じて改定する。

附則

- 本規程は、理事会の承認を経て制定する。
- 制定日：2025年9月3日